

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。梅雨とは思えないほど晴天が続き、蒸し暑い日々が続いております。熱中症等体調管理には十分ご注意ください。
今回は「改元に伴う源泉所得税の納付書の記入方法」について税務監査部の西元が担当いたします。

改元に伴う源泉所得税の納付書の記入のしかた

改元に伴い、元号が「令和」となりました。しかし、新元号が印字された納付書が税務署から発行されるのは、10月以降になる予定です。

改元後においても「平成」が印字された納付書について、引き続き利用できますが、記入方法について留意すべき事項がいくつかございます。

【「平成」が印字された納付書を利用する場合】

- ・「平成」の二重線による修正や「令和」の追加記入等補正していただく必要はございません。
- ・平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日の間に納付する場合は、納付書の左上にあります「年度欄」については「31」と記入してください。

【毎月納付の記入方法】

例) 令和2年2月20日に給与を支払い、翌月3月10日に納付する場合

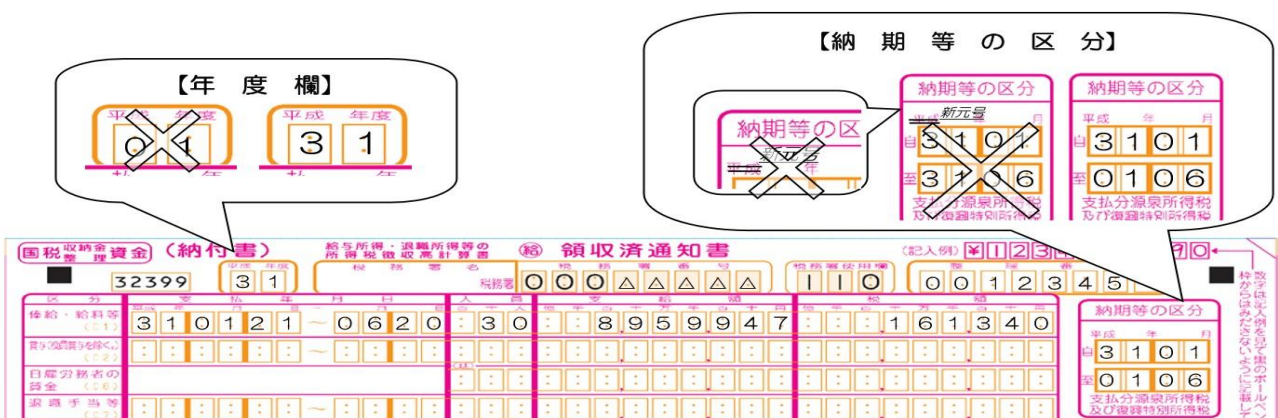


【納期等の区分】

納期等の区分
平成 年 月
0 2 0 2

【納期の特例を利用した際の記入方法】

例) 平成31年1月から令和1年6月までに給与を支払い、令和1年7月10日に納付する場合



【納期等の区分】

納期等の区分
新元号
自 3 1 0 1
至 0 1 0 6
支払分源泉所得税
及び退職特別所得等

(出典:「国税庁」<URL: <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/kaigennitomonau/01.htm>>)

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL: 092-726-2350